

浦添市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

令和5年10月12日 策定
浦添市教育委員会

1 趣旨

教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項の規定による「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」並びに沖縄県が策定した「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」及び「浦添市立学校に勤務する職員のサービスに関する規程」に基づき、「浦添市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という。）を定め、市立学校における業務の改善や勤務環境の整備を進めるものである。

2 方針の対象者

この方針は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法※₁」（以下「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち浦添市立小中学校に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で労働基準法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

3 勤務時間の上限の目安時間

（1）方針において対象となる「勤務時間」の考え方

この方針では、教育職員の専門職としての専門性や職務の特徴を十分に考慮しつつ、「超勤4項目※₂」以外の業務を実施するための超過勤務時間が長時間化している実態も踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、在校時間等、外形的に把握することができる時間を対象とする。

具体的には、教育職員が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために

行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とし、この方針において対象となる「勤務時間」とする。

(2) 上限の目安時間

- ① 1か月の在校等時間の総時間から「浦添市職員の勤務時間に関する条例」（昭和47年条例第26号。以下「条例」という。）等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間（以下「1か月時間外在校等時間」という。）が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間（以下「1年月時間外在校等時間」という。）が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年月時間外在校等時間が、720時間を超えないようにすること。

この場合においては、1か月時間外在校等時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

- ② 1か月時間外在校等時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

4 在校等時間の把握

この方針の実施に当たって、出退勤管理システムにより個々の教育職員の在校等時間を客観的に把握し、校外での職務や週休日、休日などに校務に従事した時間についても、できる限り客観的な方法により把握する。

また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となるため、公文書としてその管理及び保存（データ保存5年間）を適切に行うこと。

なお、教育委員会は、月ごとに各市立小中学校の在校等時間を把握するものとする。

5 教育委員会が講ずる措置

- (1) 方針の実施に当たっては、休憩時間や週休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう夏季休業中におけるリフレッシュウィーク及び学校閉庁日を設定し、健康確保に向けた取組を推進する。
- (2) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、時間外在校等時間が一定時間を超える教職員から疲労蓄積の申出があった場合は、教育委員会による面接指導を実施する。また、必要に応じて産業医等による指導・助言を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせる。
- (3) 方針を踏まえた各学校における取組の実施状況を踏まえ、時間外在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を校長とともに進める。
- (4) 方針の内容について、保護者や地域住民等の理解が得られるよう、市ホームページ等で周知する。

6 学校における働き方改革の推進

この方針の実施に当たっては、学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図っていくとともに、保護者も含めて社会全体が方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めるものとする。

(1) 定時退勤日の設定

各学校において、定時退勤日（毎週水曜日）の実施に努めること。

(2) 教育職員の在校等時間に対する意識啓発の推進

毎日、出退勤管理システムにより出退勤時刻を記録し、在校等時間を意識した働き方を教育職員に浸透させる。1か月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員に対しては、管理職が当該教育職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な在校等時間になるよう取り組む。

(3) 部活動の指導に関わる負担の軽減

浦添市立中学校に係る部活動の方針によるものとし、適切な休養日及び活動時間を設けること。

(4) 会議の効率化

職員会議や研修等については通常の所定の勤務時間内で行うこと。

7 校長等の学校の管理職及び教育職員が留意すべき事項

(1) 上限時間について

校長等の学校の管理職及び教育職員は、この方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長期化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるものであることを十分に留意しなければならない。決して、在校等時間の長期化を防ぐための取組を講ずることなく、教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

(2) 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内にすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

※1 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」

第2条2この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。次条第一項において同じ。）、副校長（副園長を含む。同項において同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）抜粋

※2 「超勤4項目」

教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、(1)校外実習その他生徒の実習に関する業務、(2)修学旅行その他学校の行事に関する業務、(3)職員会議に関する業務、(4)非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るとされる。義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）抜粋